



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年7月23日 No.230

「自宅待機」と「団体交渉のあり方」に関する申し入れを提出！

東日本ユニオンは、4月30日に申第31号「『自宅待機』の勤務認証の新設を求める緊急申し入れ」の団体交渉を行いました。しかし、経営側より団体交渉の席上での回答について「誤りであった」と後日、口頭修正の連絡を受けたほか、現在も「自宅待機」を行っている職場では、その取り扱いや勤務処理などが箇所ごとで「バラバラ」となっている問題も報告されています。

みなさんは、勤務認証にない「自宅待機」を理解していますか？就業規則のどこに記載してあるか分かりますか？疑問や問題はありますか？

＜申し入れ項目＞

1. 「自宅待機」の勤務認証を新設すること。
2. 「自宅待機」は実労働時間とし、月間労働時間に積算すること。
3. 育児・介護勤務 A 適用社員を除く社員が短時間行路を乗務する場合は、休日勤務時（乗務前後の「その他時間」なし）と同様の拘束時間とした短時間行路とすること。
4. 「自宅待機」の勤務指示をする場合には、以下の通りとすること。
 - (1) 出勤時間、退勤時間を定めること。
 - (2) 待機箇所を定めること。
 - (3) 待機中における呼び出しの取り扱いを定めること。
 - (4) 待機中における所用等の取り扱いを定めること。
 - (5) 労働時間を定めること。
 - (6) 超過勤務手当の取り扱いについて定めること。
5. 「新型コロナウイルス」の影響により、当月に入ってから（変形期間開始後）の勤務変更は「一旦指定した勤務の取り扱い」に則り「原則的な取り扱い」とすること。
6. 団体交渉における回答や議論については「労働協約」を遵守し、信義誠実対等の原則に則り行うこと。

コロナ禍の今、問題解決の手段として労働組合の存在が見直されている！

**私たち東日本ユニオンに加入して
一緒に諸問題を解決していこう！**